

平成28年(ワ)第1708号 不実告知等差止請求事件

(次回期日:平成29年1月23日午後2時)

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
外10名
被 告 株式会社ベルカディア

平成29年1月13日

上記原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 尉 久

同 富 本 和 路

同 浦 本 真 希

同 木 村 裕 介

同 大 橋 慧

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御 中

準 備 書 面 (3)

第1 はじめに

本準備書面においては、答弁書及び平成28年11月22日付け被告第1準備書面に関して、求釈明の申立てをする。

第2 求釈明の申立て

1 契約条項の使用変遷について

被告第1準備書面によると、被告は、①本件契約条項1については、平成27年4月2日頃から平成28年1月28日頃まで、②本件契約条項2については、平成28年1月29日頃から平成28年6月15日頃まで、それぞれ使用していたが、現在は、本件契約条項1、本件契約条項2については、いずれも使用をしていないとのことである。

しかしながら、本件訴訟において、上記の被告の主張を裏付ける証拠資料については、何ら提出されていない。

そこで、上記の契約条項の使用変遷に関する被告の主張を裏付ける証拠資料を提出されるよう、求めるものである。

2 本件契約条項2の記載された「イベント参加チケット」について

本件訴訟においては、本件契約条項2の記載された「イベント参加チケット」が証拠としては提出されていない。

原告ひょうご消費者ネットは、被告から本件契約条項2を使用する予定である（甲6の4）と聞かされ、また、平成28年4月7日付け「請求書に対する御回答」（甲8）において、本件契約条項2を既に使用していると聞かされた。

そのため、原告ひょうご消費者ネットは、本件契約条項2の記載された「イベント参加チケット」の送付を被告に求めたが（甲9）、被告は、本件契約条項2の記載された「イベント参加チケット」を開示することなく、原告ひょうご消費者ネットに対し、本件契約条項3の

記載された「イベント参加チケット」を送付してきた（甲10）。

結局、被告は、これまで一度も、本件契約条項2の記載された「イベント参加チケット」の内容を明らかにしていないものである。

そこで、原告らは、被告に対し、本件契約条項2の記載された「イベント参加チケット」を証拠として提出するよう求めるものである。

3 免責の内容について

被告は、本件契約条項1によって免責されていると原告らが主張する内容（訴状8頁の①～⑤）について、「争う」と答弁し、また、本件契約条項2によって免責されていると原告らが主張する内容（訴状9頁から10頁の「2 不当条項の使用」）について、「否認ないし争う」と答弁している。

そこで、原告らは、本件契約条項1、本件契約条項2によって免責されていると被告が考える内容について、明らかにするよう求めるとともに、原告の上記訴状8頁①～⑤の各主張のそれぞれについて、どこが被告の考える免責内容と異なっているのかを明らかにするよう求めるものである。

なお、被告が現在使用している本件契約条項3につき、訴えの変更申立書に答弁するにあたって、否認ないし争うというのであれば、上記と同様、その理由を明らかにして答弁していただくよう求めるものである。

以 上